
7 人材確保等支援助成金

(2) 中小企業団体助成コース

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第6号並びに雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第115条第2号及び第118条の規定に基づく人材確保等支援助成金（人材確保等支援助成コース助成金（中小企業団体助成コース））の支給については、第1共通要領に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨	0600 計画届の提出
0101 趣旨	0601 計画届の提出
	0602 計画届等の受理
0200 定義	0603 変更届の提出
0201 中小企業者	0604 変更届の受理
0202 事業協同組合等	0605 支給台帳の作成
0203 事業実施期間	
0204 電子申請	0700 支給申請
	0701 支給申請書の提出
0300 支給要件	0702 支給申請書の受理
0301 支給対象認定組合等	
	0800 支給決定
0400 中小企業労働環境向上事業の内容	0801 支給決定通知等
0401 中小企業労働環境向上事業の推進体制	
0402 労働環境向上検討委員会	0900 雑則
0403 労働環境向上推進員	0901 会計区分
0404 中小企業労働環境向上事業の内容	
0405 中小企業労働環境向上事業の具体的な事業	1000 委任
0406 中小企業労働環境向上事業の実施	1001 公共職業安定所長への業務の委任
0500 支給額等	1100 附則
0501 支給期間	1101 施行期日
0502 費用にかかる取り扱い	1102 経過措置
0503 支給額	

0100 趣旨

0101 趣旨

人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）（以下「助成金」という。）は、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成3年法律第57号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第4条第1項に規定する労働環境の改善、福利厚生の実、募集方法の改善その他の雇用管理の改善に関する事業についての計画（以下「改善計画」という。）が適当である旨の認定を都道府県知事から受けた0202に定める事業協同組合等（以下「認定組合等」という。）が、その構成員である0201に定める中小企業者（以下「構成中小企業者」という。）における労働力の確保及び職場への定着に資する雇用管理の改善に関する事業等（以下「中小企業労働環境向上事業」という。）を行った場合に、当該事業に要した費用の一部を助成するものである。

0201 中小企業者

中小企業労働力確保法第2条第1項及び中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成3年政令第244号。以下「中小企業労働力確保法施行令」という。）第1条に規定する以下のイからレのいずれかに該当する者をいう。

イ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人で、製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下のロからトに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ロ 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人で、卸売業（以下のホからトに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ハ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人で、サービス業（以下のホからトに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ニ 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人で、小売業（以下のホからトに定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ホ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人で、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

ヘ 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人で、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

ト 資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人で、旅館業に属する事業を主たる事業として営むもの

チ 企業組合

リ 協業組合

ス 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

ル 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

ヲ 商工組合及び商工組合連合会

ワ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

カ 生活衛生同業組合

その構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

コ 酒造組合及び酒造組合連合会

その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

タ 酒販組合及び酒販組合連合会

その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

レ 技術研究組合

その直接又は間接の構成員の3分の2以上がイからリまでのいずれかに該当する者であるもの

0202 事業協同組合等

中小企業労働力確保法第2条第1項第6号及び同条第2項並びに中小企業労働力確保法施行令第1条第2項及び第2条に規定する以下のイからリのいずれかに該当する者をいう。

イ 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会

ロ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会

ハ 商工組合及び商工組合連合会

ニ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

ホ 生活衛生同業組合

その構成員の3分の2以上が5千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

ヘ 酒造組合及び酒造組合連合会

その直接又は間接の構成員である酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの

ト 酒販組合及び酒販組合連合会

その直接又は間接の構成員である酒類販売業者の3分の2以上が5千万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

チ 技術研究組合

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が0201のイからリまでのいずれかに該当する者であるもの

リ 一般社団法人

その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの

0203 事業実施期間

認定組合等が実際に中小企業労働環境向上事業を行う期間のことで、事業実施期間は初日を月の始めの日とし、1年間とする。

0204 電子申請

この要領において「電子申請」とは、ハローワークシステム（助成金電子申請事務処理）により行われた申請をいう。

0300 支給要件

0301 支給対象認定組合等

助成金は、次のイからへまでのいずれにも該当する認定組合等（以下「対象認定組合等」という。）に支給するものとする。

イ 過去において中小企業労働環境向上事業に係る助成金を受給した認定組合等にあつては、中小企業労働環境向上事業を実施した最後の日の翌日から起算して3年を経過したものであること。
また、過去において中小企業人材確保推進事業助成金を受給した認定組合等にあつては、中小企業人材確保推進事業を実施した最後の年度の末日の翌日から起算して3年を経過したものであること。

ロ 当該認定組合等の運営が公正かつ適正に行われていること。

ハ 雇用管理の改善及びその結果として改善された雇用管理の制度の周知を図ることにより、構成中小企業者における労働力の確保及び職場への定着が図られるようになることが期待される認定組合等であること。

ニ 当該認定組合等及びその構成中小企業者が、雇用管理の改善への意欲を持っていること。

ホ 組織、人員、財政能力、構成中小企業者の数及び構成中小企業者が常時雇用する労働者の数等からみて、中小企業労働環境向上事業の適正かつ効果的な実施が可能であると認められること。

ヘ 0401 に定める推進体制を確保し、中小企業労働環境向上事業を行うこと。

0400 中小企業労働環境向上事業の内容

0401 中小企業労働環境向上事業の推進体制

中小企業労働環境向上事業の円滑な推進を図るため、対象認定組合等は次に掲げる措置を講ずるものとする。

- イ 対象認定組合等の構成中小企業者等によって構成され、中小企業労働環境向上事業の企画及び立案を行うことを目的とする委員会（以下「労働環境向上検討委員会」という。）を設置すること。
- ロ 中小企業労働環境向上事業の実施に関して中心的役割を担う者（以下「労働環境向上推進員」という。）を置くこと。

0402 労働環境向上検討委員会

「労働環境向上検討委員会」の設置に係る具体的な基準等については次のとおりとする。

- イ 構成員（委員）
 - (イ) 対象認定組合等の役職員
 - (ロ) 構成中小企業者の役職員等
 - (ハ) 労働環境向上推進員
- ロ 構成員の選任及び人数
対象認定組合等が任意に定めるものとする。
- ハ 業務
中小企業労働環境向上事業の計画の策定及び効果的な事業実施のために必要な事項の検討を行うものとする。

0403 労働環境向上推進員

「労働環境向上推進員」の設置に係る具体的な基準等については、次のとおりとする。

なお、労働環境向上推進員を部外のものに委嘱する際、構成中小企業者の従業員等の他の法人に雇用される者を選任している場合は、労働者派遣事業の適性な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に抵触する恐れがあるため、留意すること。

- イ 要件
雇用管理に関して専門的知識・経験を有する者で、当該対象認定組合等の常勤職員の所定労働日数の 6 割以上を労働環境向上の業務に従事していること。
- ロ 設置人数
対象認定組合等が任意に定めるものとする。（ただし、最低 1 名は設置するものとする。）
- ハ 業務
労働環境向上検討委員会の活動を補佐し、中小企業労働環境向上事業の計画に基づく各種事業の企画立案及び実施並びに助成金に関する書類の作成等を行うものとする。
- ニ 選任方法
対象認定組合等の役職員の中から選任又は部外の者に委嘱して選任することができる。
労働環境向上推進員を選任した場合は、当該労働環境向上推進員に交付した辞令等その選任の事実関係を明らかにする書類を保管するとともに、当該労働環境向上推進員の活動を記録するために出勤簿等その勤務の状況を明らかにする書類を作成保管するものとする。

0404 中小企業労働環境向上事業の内容

中小企業労働環境向上事業は、次のⅠからⅣに掲げるものとする。

Ⅰ 計画策定・調査事業

対象認定組合等が認定計画に従って実施する中小企業労働環境向上事業のために必要な調査研究を行い、ⅡからⅣに該当する事業の計画の策定及び構成中小企業者における中小企業労働環境向上事業の実施状況を調査し、事業の定着に向けた課題及び雇用管理の改善に継続的に取り組む上での課題を把握するものであって、次のイからニまでに該当する事業。

なお、必要に応じて 0405 の 11 及び 22 に定める事業を行うことができる。

イ 労働環境向上検討委員会を開催し、中小企業労働環境向上事業の実施に係る具体的な計画の策定及び効果的な事業の実施のために必要な事項を検討する事業。なお、本事業の実施は必須とし、具体的には、0405 の 1 に定める事業を行う。

ロ 人材確保及び職場定着にあたっての問題点を総合的な角度から分析するため次の(イ)から(ハ)に掲げる調査のうち一つ以上を行い、当該調査結果を分析し、その問題点を把握する事業であり、具体的には 0405 の 2 に定める事業を行う。

(イ) 雇用管理の実態調査

(ロ) 構成事業主の意識調査

(ハ) 好事例事業所実態調査

(ニ) 職場環境実態調査

(ホ) 従業員に対する意識調査

(ヘ) その他の調査

中小企業労働環境向上事業の開始時には、本事業に該当する調査として、事業開始時点（人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）事業計画届（様式第 1 号。電子申請の場合は事業計画届。以下「計画届」という。）提出後）の調査を行うことは必須とする。なお、それ以外の時期に実施した調査であっても、事業実施期間に実施した調査であれば助成対象となる。

ハ 中小企業労働環境向上事業を行うため、当該事業実施期間に実施した各事業の成果及び問題点を分析・検討する事業。

具体的には、0405 の 3 に定める事業を行う。

ニ 対象認定組合等が実施した中小企業労働環境向上事業の取組について構成中小企業者における定着状況及び雇用管理の改善に継続的に取り組む上での課題を把握するために、各事業取組前後の比較を含めた調査をする事業。なお、本事業の実施は必須とし、具体的には、0405 の 20 に定める事業を行う。

実施にあたっては、事業開始時点（計画届提出後）に行った各種調査事業のフォローアップとして同一の調査を行うとともに、事業実施期間の終了の 1 か月前程度を目途に中小企業労働環境向上事業に係る事業効果及び労働力需給状況調査票（様式第 6 号）を用いた調査を行うものとする。

Ⅱ 安定的雇用確保事業

構成中小企業者における労働者の安定的な雇入れに向けた労働条件等の雇用環境及び募集・採用に係る諸問題の改善を図るものであって、次のイからトまでのいずれかの取組に資する事業。

具体的には、0405 の 4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17 及び 22 に

定める事業を行う。

イ 労働時間等の設定の改善

所定労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善に資する労働生産性向上のための取組

ロ 男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援

募集・採用等における男女の均等な取扱いを徹底するための制度や運用の見直し、育児や家族の介護を現に行っている又はこれから行おうとしている者の雇入れを可能とするために、職業生活と家庭生活を両立することができるような環境づくり等

ハ 職場環境の改善

職場における安全と健康の確保、快適な職場環境づくりのための諸問題の改善等

ニ 福利厚生の実施

福利厚生施設の設置又は整備、企業内貯蓄制度等の資産形成援助制度の実施等

ホ 募集・採用の改善

適切な募集・採用の設定、職場の魅力の効果的なアピール、的確な選考等の募集・採用に関する改善

ヘ 教育訓練の実施

教育訓練の計画的実施、労働者の自己啓発への援助、高度人材の育成に資する能力開発、青少年の育成に資する実践的な能力開発等

ト その他安定的な雇用確保のための雇用管理の改善

高齢者等の活用、能力発揮のための制度・運用の見直し、熟練技能等の継承の重要性等の周知・啓発、技能継承者の確保に係る取組の周知、団体内熟練技能者ネットワークの構築等

III 職場定着事業

0405 の 18 に定める職業相談事業であって、構成中小企業者における労働者の職場定着に向けた快適な職場環境づくりのための雇用環境に係る諸問題の改善を図るために行う次のイからへまでのいずれかの取組みに資する事業。

具体的には、0405 の 4、5、6、7、8、9、10、11、12、18 及び 22 に定める事業を行う。

イ 労働時間等の設定の改善

所定労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進等及び労働時間等の設定の改善に資する労働生産性向上のための取組

ロ 男女の雇用機会均等の確保及び職業生活と家庭生活との両立支援

男女の均等な処遇の確保、セクシュアルハラスメントの防止、女性労働者の能力発揮への取組、育児又は介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立支援に係る制度の整備・運用の見直し等

ハ 職場環境の改善

職場における安全と健康の確保、快適な職場環境づくりのための諸問題の改善等

ニ 福利厚生の実施

福利厚生施設の設置又は整備、企業内貯蓄制度等の資産形成援助制度の実施等

ホ 教育訓練の実施

教育訓練の計画的実施、労働者の自己啓発への援助、高度人材の育成に資する能力開発、

青少年の育成に資する実践的な能力開発等

へ その他の職場定着を促進するための雇用管理の改善

熟練技能等を継承する者の育成に係る諸問題（職業生活の将来設計モデルの明確化、職場の活性化、賃金・昇進等の改善等）の改善を図る事業等

IV モデル事業普及活動事業

構成中小企業者において、中小企業労働環境向上事業の効果についての実情把握を行い、中小企業労働環境向上事業の実施に関する成果、ノウハウ等の他の事業所へ普及、活用等を図るもの
具体的には、0405 の 3、4、5、6、11、12、19、21 及び 22 に定める事業を行う。

0405 中小企業労働環境向上事業の具体的な事業

中小企業労働環境向上事業の具体的な事業は次の 1 から 22 に定める事業とする。なお、事業の取扱については別紙 1 を、事業別の計画例については別紙 2 を参考にすること。

1 計画策定事業の実施

実施事業や実施方法等に関する具体的な内容を検討し、進捗状況等を常に把握することにより、労働環境向上検討委員会における円滑な事業の実施を図る事業。

2 各種調査事業の実施

構成中小企業者の実態や業界に対するイメージ等を調査し、その内容を分析して現状を把握し、事業内容を検討する事業、又は、構成中小企業者の雇用環境等について、自ら確認を行い、現状を把握し、必要な改善事業について検討する事業。

3 事業の成果の分析検討の実施

実施した各事業の成果を把握し、今後継続して行う必要がある事業か、また、どのような点を改善して実施するべきであるかを検討する事業。

4 マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン等資料の作成配付

構成中小企業者やその従業員に対して各種の資料を配付することにより、雇用管理改善の必要性の啓発や従業員の帰属意識の向上を図る事業。

5 各種セミナー・研究会の実施

構成中小企業者やその従業員に対して各種のセミナー等を開催し、雇用管理改善の必要性の認識や帰属意識の向上を図る事業。または、雇用管理等の向上をテーマとした各種のセミナー等を開催し、構成中小企業の雇用管理改善関係担当者等にその必要性を啓発するとともに、従業員の帰属意識の向上を図る事業。

なお、対象者が従業員（非管理職）であり、職場定着を目的とする場合は、各種セミナー等の内容が技能・技術の付与に関するものであっても、原則として、開催することを認めることとするが、対象者が主に事業主又は管理職である場合には、従業員の雇用管理改善に資する内容に限る。

6 モデル企業等見学会の実施

雇用管理改善に取り組んでおり人材確保や職場定着が進んでいる企業等を見学し、意見交換等を行うことにより、雇用管理改善のための参考とする事業。または、構成中小企業者の中から、中小企業労働環境向上事業の実施により事業効果が上がった事業所を見学し、意見交換等を行うことにより、当該事業又は制度等の他の中小企業者における定着及び導入を進めていくための参考とする事業。

7 異業種団体等交流会の実施

他の業種の団体等と雇用管理改善の状況や採用活動又は職場定着に係る事業の実態について情報交換を行うことにより、事業の実施や制度の導入を進めていくための参考とする事業。

8 部外セミナー等派遣

構成中小企業者及びその従業員を部外のセミナー等へ派遣し、雇用管理改善の必要性の啓発や従業員の帰属意識の向上を図る事業。

9 各種相談会等の実施

構成中小企業者又は人事担当者等の雇用管理責任者を対象に雇用管理上抱えている問題や従業員が仕事上抱えている問題について、相談を行い、その解消を図る事業。

10 労働者のモラル向上のための事業

構成中小企業者の従業員を対象に各種の事業を実施し、職場としての魅力を高め勤労意欲や帰属意識を持たせることにより、職場定着の向上を図る事業。

11 団体広報誌の作成配布

対象認定組合等の活動及び構成中小企業者の紹介等を内容とした広報誌を関係機関に配布し、団体に対する理解を深めることを目的とする事業。

12 ポスターの作成配布

対象認定組合等の紹介や求人又は時短を呼びかけること等を内容としたポスターを配布し、採用活動及び雇用管理改善の一助とすることを目的とする事業。

13 雇用ガイドブック、ホームページ等の作成配布（配信）等

構成中小企業者の概要等を紹介したガイドブック等を作成・配布（配信）し、各構成中小企業者における求人活動の一助とすることを目的とする事業。

14 団体紹介新聞広告等の掲載

対象認定組合等の事業の紹介や求人を目的とした記事を新聞広告やWEB広告に掲載し、当該認定組合等のPRと併せて構成中小企業者の採用活動の一助とすることを目的とする事業。

15 団体紹介ビデオフィルムの作成配布

対象認定組合等の事業活動や構成中小企業者の概要等を紹介したビデオ・DVDを配布することにより、求職者や関係機関の当該認定組合等に対する理解を深め、採用活動の一助とすることを目的とする事業。

16 集団説明会等共同活動の実施

構成中小企業者における求人活動を効率的かつ効果的に実施することにより、採用活動の一助とすることを目的とする事業。

17 業界PRのための各種催物等の実施

各種の催物を開催し、地域住民等に対し業界をPRする事業。

18 職業相談事業の実施

構成中小企業者の雇用する労働者に対し、以下のイ又はロに該当する専門的知識を有する者であって、職業に関する相談を行う者（以下「職業相談者」という。）を配置し、又は職業相談室を運営することにより、労働者の職場定着を図る事業。

イ 人事管理部門等において、職業相談に係る業務に3年以上従事した経験を有する者

ロ キャリア・コンサルティング技能士、キャリアコンサルタント、又は産業カウンセラー、臨床心理士等の職業に関する相談を行う資格を有する者

19 モデル事業説明会の実施

中小企業労働環境向上事業の実施により事業効果の上がった構成中小企業者の制度や事業等の他の構成中小企業者における定着及び導入等を進めていくための事業。

20 フォローアップ調査事業の実施

実施した中小企業労働環境向上事業の取組前後の比較分析及び構成中小企業者の実態調査等を実施することにより、事業の定着、普及状況を把握するとともに、雇用管理改善に継続的に取り組む上での課題を把握する事業。

21 中小企業労働環境向上事業実施状況報告書の作成配布

構成中小企業者に対し、中小企業労働環境向上事業の取組状況及び取組成果の周知・広報を図る事業。

22 その他都道府県知事の認定を受けた改善計画の内容に沿った必要な取組であると所在地を管轄する都道府県労働局長(以下「管轄労働局長」という)が認める事業

0406 中小企業労働環境向上事業の実施

中小企業労働環境向上事業を行うに当たっては、別紙3を参考とし、次のイからニに留意すること。

イ 0404 に定める計画策定・調査事業は、必須事業とする。

ロ 0404 に定める安定的雇用確保事業又は職場定着事業については、事業実施期間内にいずれか一つは必ず実施すること。

ハ 0404 に定めるモデル事業普及活動事業は、必須事業とする。

ニ 対象認定組合等が取り組む事業が助成対象となる中小企業労働環境向上事業に該当するか否かは、当該事業が客観的に中小企業労働環境向上事業の趣旨及び内容に合致すると認められるかを基準とするものとする。

ついては、次の(イ)から(ハ)までのような内容の事業は中小企業労働環境向上事業として認めない。

(イ) 営業を目的としたPR事業（催物の実施、広報物の作成等）

ただし、求人、採用の一助とする当該対象認定組合等の事業内容、活動紹介に係る単なる商品、設備等の紹介はこの限りでない。

(ロ) 法令等により義務づけられている取組又は講習等

(ハ) 経営的事項（税務等）又は趣味的講座に類似した講習

0500 支給額等

0501 支給期間

助成金の支給期間は、1年間とする。

0502 費用にかかる取り扱い

0401 のロに定める「労働環境向上推進員」の設置に係る費用及び 0405 に定める各事業の実施に伴う費用のうち、助成対象となる費用は以下のとおりとする。

イ 0401 のロに定める「労働環境向上推進員」の設置に係る費用

(イ) 対象認定組合等の役職員の場合

a 基本給

(a) 月給制の場合

① 1月の所定労働日数の8割以上中小企業労働環境向上事業の業務に従事した場合、又は前後の月を含めた3か月の平均が所定労働日数の8割以上従事した場合は、基本給全額を助成対象額とする。

② 1月の所定労働日数の6割以上従事した場合であって、①に該当しない場合は、実際に従事した日数による日割り計算とする。

(b) 月給制以外の場合

中小企業労働環境向上事業に従事した勤務実績に対応する基本給の額とする。

b 賞与

(ロ) 外部の者に委嘱する場合

謝金等

(ハ) 選任する者が所属する法人との労働者派遣契約等による場合

労働者派遣契約に基づく派遣料等

ロ 0405 に定める各事業の実施に伴う費用

(イ) 謝金

労働環境向上検討委員会に対する謝金、事業の検討のために招聘した外部有識者に対する謝金、職業相談者に対する謝金、各種セミナー・研究会・相談会等の講師に対する謝金、原稿等の執筆に対する謝金等

謝金の額は地域の実情、事業内容等に照らし、適正と判断される額とする。

なお、「労働環境向上推進員」として行った活動に対する謝金は助成対象としないものとする。

(ロ) 旅費（交通費・日当・宿泊費）

各種調査事業の実施に要する旅費、労働環境向上推進員の活動に要する旅費、講師等に対する旅費、会議に出席する旅費等

会議等出席に伴い、交通費・日当等を必要とする場合、旅行費用は鉄道賃、バス賃、航空賃、船賃のいずれも認められるが、助成対象となる交通費については、対象認定組合等の旅費規程に基づき最も経済的かつ合理的な経路により算定するとともに、日当については予めその額を定めてあり、支出根拠が明らかであるものとする。適切な公共交通手段がない場合に限り、レンタカー代を旅費として計上することができる。

なお、日当の助成額は、1日3,000円／人を上限とする。

また、宿泊については、一般的な宿泊施設を利用するものとし、宿泊料の助成対象額は、1日15,000円／人を上限とする。ただし、宿泊料については、対象認定組合等の宿泊費用にかかる規定等の経済的かつ合理的な基準に基づき計上すること。

助成対象は、「労働環境向上検討委員会」の活動に要する旅費及び外部有識者等を事業の実施のために招聘した場合に要する旅費とし、構成中小企業者やその従業員の活動に要した旅費に対する助成は、モデル企業等見学会、異業種団体交流会、部外セミナー及びモデル事業説明会に要する旅費のみとする。

(ハ) 会議費

会議に要する茶菓代、労働環境向上検討委員会に要する茶菓代、異業種団体等交流会・モデル事業説明会・集団説明会での意見交換・説明会に要する茶菓代等

a 会議費の助成対象額は、茶菓代のみで1回150円／人を上限とする。ただし、茶菓の持込みが認められていない会議室で開催した場合等特段の事情がある場合は1回500円／人を上限とする。

b 食事代は助成対象外とする。

c 飲酒、その他遊興等に係る経費は、開催の名目に関係なく助成対象外とする。

なお、会議、催物等においてアルコール類が提供された場合や、遊興をさせる場所で会議、催物等が開催された場合は、アルコール類や遊興等に係る経費を対象経費から除いたとしても、当該会議、催物等は中小企業労働環境向上事業としては不適切であるため、助成対象としては認められないこと。

(ニ) 印刷製本費

マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン・ガイドブック・ポスター・ガイドブック・パンフレット等の印刷代、各種成果物（報告書等）の印刷代、ポスターの原画料等
成果物の内容が中小企業労働環境向上事業に関する内容であるものに限る。

(ホ) 通信運搬費

郵便料（切手代・郵便はがき代）、資料配付・送付等の送料、電話・FAX・電子メールに係る通信料等

中小企業労働環境向上事業に要した費用の額が確認できる場合に限り助成対象とする（別紙4参照）。なお、費用については0405に定める事業のうち最も多く使用したと思われる事業に一括して計上することとする。

(ヘ) 借料

会議室・備品等の借料（ただし、中小企業労働環境向上事業以外の事業用又は事務処理用のパソコン等のレンタル・リース料は含まない。）、モデル企業等見学会等の実施のために使用するバスの借料

(ト) 賃金

調査集計等のために臨時で雇い入れる者に対する賃金

(チ) 賞状等費

労働者のモラル向上のための事業での従業員表彰のための賞状等の費用（現金、商品券、旅行費用は認められない）

(リ) 委託費

職業相談業務、調査の実施、資料・ホームページ等の作成を外部（法人、個人を問わない）

に委託した場合の経費等

委託料の額は、地域の実情、事業の内容等に照らし、適正と判断される額とする。

(ヌ) 受講料

部外セミナーの受講料

(ル) 広告費

団体紹介のための新聞・専門誌等への掲載料、CM放送の放送料、新聞折込料、電車等の中吊り広告料等

(リ) 事務消耗品費

事務用紙・文具等（長期使用に耐えられないものに限る。）の購入費

(ロ) 給与

職業相談者が職業相談に係る業務に従事した時間の給与について、助成対象は次の a から d のとおりとする。

a 職業相談者が対象認定組合等の役職員の場合

当該職業相談者が職業相談業務に従事した時間数に、当該対象認定組合等における勤務 1 時間当たりの給与額（当該対象認定組合等の役職員給与規程等に基づき算定される勤務 1 時間当たりの給与の額）を掛けた額とする。

b 職業相談者が部外の者の場合

業務の委託費又は謝金の額とする。

c 対象認定組合等の役職員が労働環境向上推進員及び職業相談者の両方を兼務する場合

職業相談者としての配置費は助成対象外とする。

d 部外の者が労働環境向上推進員及び職業相談者を兼務する場合

業務内容を区分し、労働環境向上推進員の業務に係る謝金の額と、当該職業相談業務の委託費又は謝金の額を、重複して助成対象としないこととする。

(カ) その他（上記費目に区分できない経費）

振込手数料、印紙代等

(イ)～(リ)に掲げた費目に区分できない経費について、管轄労働局長が必要と認める経費について助成することができる。

ハ その他留意点

(イ) 中小企業労働環境向上事業実施状況報告書（様式第 5 号）の費用の内訳に「一式」、「雑費」又は「その他」という費目名は使用不可とし、使用した経費の名称を記載すること。

(ロ) 各中小企業労働環境向上事業は 1 事業実施期間内で完結させること。1 事業実施期間を越える支出は助成対象外とする。

(ハ) 労働環境向上推進員の設置に要した各種備品（事務机、ロッカー等）の費用は、助成対象外とする。

(ニ) 安全・繁昌・合格祈願等祈祷料を含む支出は助成対象外とする。

(ホ) 中小企業労働環境向上事業において、会場の借り上げや印刷製本等に関して、構成中小企業を利用することは可能であるが、関係者間の取引になることから、当該取引及び請求金額が適正であるかを精査すること。

(ヘ) 職業相談事業に要した経費は、継続した 6 か月以上の期間において、職業相談業務を実施

した場合に、助成対象とする。

0503 支給額

イ 1 事業期間当たりの助成金の額は、次の各号に掲げる額の合計額（百円未満切り捨て）とする。

(イ) 0405 に掲げる事業ごとに実際に要した費用の額を算出し、その合計額に3分の2を乗じて得た額

(ロ) 労働環境向上推進員の設置に要した費用の額を算出し、その合計額と(イ)で算出した実際に要した費用の額のいずれか低い額に3分の2を乗じて得た額（400万円を限度とする。）

ロ イにより算定した1事業期間当たりの助成金の額が、次の表の左欄に掲げる対象認定組合等の区分（計画届提出時における構成中小企業者数の規模をもって決めるものとする。構成企業者の中に一部大企業が含まれている場合は、当該企業を除いた中小企業者の数で決定すること。なお、雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者を有しない中小企業者については、構成中小企業者の数に含めないこと。）に応じた同表の右欄に掲げる助成金の支給限度額を超える場合には、当該支給限度額とする。

対象認定組合等の区分	助成金の支給限度額
大規模認定組合等（構成中小企業者の数が500以上のもの）	1,000万円
中規模認定組合等（構成中小企業者の数が100以上500未満のもの）	800万円
小規模認定組合等（構成中小企業者の数が100未満のもの）	600万円

0600 計画届の提出

0601 計画届の提出

イ 対象認定組合等は、都道府県知事による改善計画の認定を受けてから、事業実施期間開始予定日の原則として1か月前までに、計画届に次の(イ)から(ニ)に掲げる書類を添えて管轄労働局長に提出しなければならない（申請期間の末日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日。以下同じ。）に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日が申請期間の末日とみなす。）。

また、届出を行おうとする対象認定組合等が、対象認定組合等の責めに帰することができない天災等のやむを得ない理由により、提出期限内に提出できなかった場合は、提出できなかった理由を添えて、提出することができる。ただし、この場合であっても、事業を実施しようとする日の前日までに提出しなければならない。

(イ) 改善計画の認定通知書（写）

(ロ) 改善計画の認定申請書（写）（都道府県知事の受理印があるもの）

(ハ) 中小企業労働環境向上事業実施計画書（様式第2号。以下、「実施計画書」という。）

(ニ) その他管轄労働局長が必要と認める書類

0602 計画届等の受理

イ 管轄労働局長は、計画届及び添付書類が提出されたときは、提出された書類に記載漏れがないか、必要な資料が添付されているか等の形式的な不備等について確認を行うこと。

また、実施計画書における事業の内容が都道府県知事の認定を受けた改善計画の内容に沿った事業であることについて確認し、必要が認められる場合は、追加の書類を求め、または、対象認定組合等に対して実施計画書の変更又は修正を助言することができる。

ロ 管轄労働局長は、確認後、計画届に受理印を押印の上、処理欄に受理年月日、受理番号を記入し、その写しを送付又は手交すること（受理印の押印に係る処理については、電子申請によるものを除く。）。

ハ 計画届等の記入事項に不備があった場合、管轄労働局長は相当の期間を定めて、事業主に補正を求める。指定された期間内に事業主が補正を行わない場合、管轄労働局長は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業主が期限までに補正を行わない場合、「第1共通要領」の0301ハの要件を満たさず、当該計画に係る助成金は支給しない。

ニ 管轄労働局長は、確認後、0301の要件に該当しないことが明らかな場合は、計画を受理できない旨をその理由とともに事業主に伝達し、計画届の原本を送付又は手交するとともに、計画届の写しを保管する（電子申請の場合は除く。）。なお、文書による伝達を行う場合は、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）事業計画届不受理通知書（様式第9号）（以下「不受理通知書」という。）により事業主に通知し、不受理通知書及び計画届の写しを保管する。

0603 変更届の提出

対象認定組合等は、やむを得ない事由により、提出した実施計画書に掲げる中小企業労働環境向上事業の実施及び労働環境向上推進員の設置（以下「事業の実施等」という。）に係る計画について、次のイに該当する変更を行うときは、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）事業計画変更届（様式第3号。電子申請の場合は、事業計画変更届。以下「変更届」という。）に次の

ロに掲げる書類を添えて事業等の実施前に提出しなければならない。

なお、対象認定組合等の責めに帰することができない天災等のやむを得ない理由により提出期限内に提出できない場合は、提出できなかった理由を記した書面を添えて、提出することができる。ただし、この場合であっても、事業等を実施しようとする日の前日までに提出しなければならない。

イ 事業の実施等に係る計画の変更

- (イ) 実施計画書の「①事業名」欄に記載されていない事業を行おうとする場合又は記載されている事業を取り止めようとする場合
- (ロ) 実施計画書の「④事業の実実施計画概要」欄に記載された内容を変更しようとする場合
- (ハ) 対象認定組合等の名称、所在地又は代表者の氏名等を変更する場合

ロ 変更届に添えて提出する書類

- (イ) イ(イ)及び(ロ)の場合
変更内容を記載した実施計画書
- (ロ) イ(ハ)の場合
変更内容が確認できる書類

0604 変更届の受理

イ 管轄労働局長は、提出された変更届を確認し、その内容が適切であると認めたときは、変更届に受理印を押印の上、その写しを送付又は手交し、計画の変更を受理した旨を事業主に通知すること（受理印の押印に係る処理については、電子申請によるものを除く。）。

なお、書面による提出の場合は、当該変更届の処理欄に受理年月日を記入すること。

ロ 管轄労働局長は、受理した変更届の審査において、その内容が適切であると認められないときは、変更届の受理を行わず、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）事業計画変更届不受理通知書（様式第 10 号）により、当該対象認定組合等に通知すること（電子申請の場合は除く。）。

0605 支給台帳の作成

対象認定組合等より計画届の提出があった場合は、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）支給台帳（様式第 14 号。以下「支給台帳」という。）を作成すること。

0700 支給申請

0701 支給申請書の提出

助成金の支給を受けようとする対象認定組合等は、事業実施期間の末日の翌日から起算して2か月以内に、人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）支給申請書（様式第4号。電子申請の場合は支給申請書）に次のイからへに掲げる書類を添えて、管轄労働局長に提出しなければならない。

なお、管轄労働局長はイからへに加えてトを提出させることができる。

イ 中小企業労働環境向上事業実施状況報告書（様式第5号）

ロ 実施した中小企業労働環境向上事業の事業内容等を証明する書類等

実施した各事業について取組経緯、事業内容、事業結果及び事業成果等が確認できる書類等

(イ) 会議関係（労働環境向上検討委員会等）

開催日時、場所、出席者、議題・内容等が確認できる書類（議事録等）

(ロ) 調査関係（各種調査事業、フォローアップ調査事業）

a 中小企業労働環境向上事業に係る事業効果及び労働力需給状況調査集計シート（様式第7号）

b 調査結果又は報告書

(ハ) 印刷物の作成及び広報関係（マニュアル、団体広報誌、ポスター、雇用ガイドブック、新聞広告等）

成果物（広告関係は掲出が確認できる書類）

(ニ) その他の事業関係（セミナー、モデル企業等見学会、モラル向上のための事業、業界PRのための各種催物等）

実施日時、場所、参加者、事業内容等が確認できる報告書（セミナーの場合は、使用した教材）

ハ 実施した中小企業労働環境向上事業等の経費の支出が適正であることを証する書類

(イ) 全経費共通

領収書（写）又は振込金受取書（写）（領収書（写）等で支出内容が確認できない場合は請求書（写）を添付すること。）

(ロ) 旅費

旅費計算書（写）、旅費規程（写）

(ハ) 会議費

日時、場所及び出席者名が記載された書類（議事録等）

(ニ) 通信運搬費（郵便料、宅配便料、電話料金等）

送付先一覧表、利用料金明細（写）等

(ホ) 賃金（アルバイト）

雇入れ通知書等労働条件を明示した書類（写）、出勤状況及び勤務時間が日ごとに明らかにされた出勤簿等（写）

(ヘ) 委託費（調査、広告等）

委託内容が分かる書類（委託契約書（写）等）

ニ 労働環境向上推進員の設置及び設置費の支出を証する書類

- (イ) 対象認定組合等の役職員を選任した場合
 - a 対象認定組合等が推進員として交付した辞令（写）
 - b 雇用契約書、労働条件通知書等の推進員の基本給及び賞与の額を明示した書類（写）
 - c 推進員に支払われた給与等の額が明確に記載された給与台帳等（写）
 - (ロ) 部外の者を選任した場合（労働者派遣契約による場合は次の a から c に準ずる書類）
 - a 委嘱契約書（写）及び委嘱内容の詳細を明示した書類等（写）
 - b 選任した部外の者に対する支払額を積算した書類（写）
 - c 選任した部外の者に対する支払いを証した書類（写）
 - (ハ) 出勤状況が日ごとに明らかにされた推進員としての出勤簿等（写）及び業務日誌（写）
- ホ 職業相談者の配置及び配置費の支出を証する書類
- (イ) 職業相談者であることを証明する書類

職業相談者の有する資格を証明する書類等（写）又は職業相談者の履歴等について職業相談者本人が内容を証明した書類等（写）
 - (ロ) 対象認定組合等の役職員を選任した場合
 - a 対象認定組合等が職業相談者として交付した辞令（写）
 - b 雇用契約書、労働条件通知書等の職業相談者の基本給及び勤務 1 時間当たりの給与の額を明示した書類（写）
 - c 職業相談者に支払われた給与等の額が明確に記載された賃金台帳等（写）
 - (ハ) 部外の者を選任した場合（委託契約によらない場合は、次の a から c に準ずる書類）
 - a 委託契約書（写）及び委託契約の詳細を明示した書類等（写）
 - b 請求書等の委託先に対する支払額を積算した書類（写）
 - c 委託先に対する支払いを証した書類（写）
 - (ニ) 職業相談者としての勤務時間が日ごとに明らかにされた出勤簿等（写）
 - (ホ) 職業相談に係る業務取組状況報告書（様式第 8 号）
- ヘ 支給要件確認申立書（共通要領様式第 1 号。電子申請の場合を除く。）
- ト その他管轄労働局長が必要と認める書類

0702 支給申請書の受理

管轄労働局長は、支給申請書が提出されたときは、次の(イ)～(ハ)を満たす場合には、これを受理する。なお、書面による申請の場合は、当該支給申請書の処理欄に受理年月日を記入した後、写しを控えとして対象認定組合等に交付するものとする。

- (イ) 支給申請期間内に提出されていること
 - (ロ) 所要の事項が記載されていること
 - (ハ) 所要の添付書類が添付されていること
-

0800 支給決定

0801 支給決定通知等

イ 管轄労働局長は、実施計画書に基づいて中小企業労働環境向上事業が適切に実施されたか、また、当該支給申請に係る期間について 0401 に定める措置が講じられたか審査し、支給要件を満たすものと認めたときは、「第1 共通要領」0600 により助成金の支給決定を行い、支給決定通知書（様式第 11 号。電子申請の場合は支給決定通知書。）により、当該対象認定組合等に通知すること。なお、書面による申請の場合は、当該支給申請書の処理欄に支給決定年月日、支給決定番号及び支給決定額を記入すること。

なお、支給申請書等の審査にあたり、当該対象認定組合等から提出された支給申請書及び添付書類のみで判定することが難しいと判断される場合は、「第1 共通要領」0402 ホの規定を根拠に、管轄労働局長が必要と認める書類の提出を求め、当該書類の内容の審査を行うこと。

ロ 管轄労働局長は、支給申請書等の審査において、助成金を支給することが適切であると認められないときは、「第1 共通要領」0600 又は 0700 により助成金の不支給決定を行い、不支給決定通知書（様式第 12 号。電子申請の場合は不支給決定通知書。）により、当該対象認定組合等に通知すること。なお、書面による申請の場合は、当該支給申請書の処理欄に不支給決定年月日を記入すること。

また、不支給の理由が不正受給によるものである場合は、不支給措置期間通知書（様式第 15 号。電子申請の場合は不支給措置期間通知書。）を事業主に通知するものとする。

ハ 管轄労働局長は、「第1 共通要領」0700 又は 0800 により支給の取消を行ったときは、支給決定取消及び返還通知書（様式第 13 号。電子申請の場合は支給決定取消及び返還通知書。）により、当該対象認定組合等に通知すること。

また、支給決定の取消理由が不正受給によるものである場合は、不支給措置期間通知書を事業主に通知するものとする。

ニ 管轄労働局長は、支給決定又は不支給決定又はその取消を行ったときは、支給台帳に所要事項を記入し、支給申請書その他関係書類と併せて保管すること。

0900 雑則

0901 会計区分

計画届を提出した対象認定組合等に対し、中小企業労働環境向上事業等に要した費用の支出の状況を明らかにするため、対象認定組合等一般の事業経費の会計とは区別して特別の会計整理を行わせるものとする。

1000 委任

1001 公共職業安定所長への業務の委任

管轄労働局長は、0602、0604に定める確認、0605、0702、0801に定める審査・台帳の作成・保管に係る業務の全部又は一部を、その指揮監督する公共職業安定所長に行わせることができることとする。

1100 附則

1101 施行期日

イ 平成 26 年 3 月 31 日付け職発第 0331 第 13 号、能発第 0331 第 5 号、雇児発 0331 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

ロ 平成 27 年 4 月 10 日付け職発 0410 第 2 号、能発 0410 第 2 号、雇児発 0410 第 2 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

ハ 平成 28 年 4 月 1 日付け職発 0401 第 40 号、能発 0401 第 10 号、雇児発 0401 第 11 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

ニ 平成 29 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 7 号、能発 0331 第 2 号、雇児発 0331 第 18 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ホ 平成 30 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 2 号、雇均発 0331 第 3 号、開発 0331 第 3 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ヘ 平成 31 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 2 号、雇均発 0329 第 6 号、開発 0329 第 58 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ト 令和 2 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 10 号、雇均発 0331 第 6 号、開発 0331 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

チ 令和 2 年 12 月 25 日付け職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 1 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」による改正は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

なお、当分の間、令和 2 年 12 月 25 日付け職発 1225 第 4 号、雇均発 1225 第 1 号、開発 1225 第 17 号「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について」によって改正された「第 2 助成金別要領 8(4) 中小企業団体助成コース」の様式については、当該改正前の様式でも受理するものとする。

リ 令和 3 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 25 号、雇均発 0331 第 5 号、開発 0331 第 6 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ス 令和 4 年 3 月 31 日付け職発 0331 第 55 号、雇均発 0331 第 12 号、開発 0331 第 44 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

ル 令和 5 年 6 月 23 日付け職発 0623 第 1 号、雇均発 0623 第 1 号、開発 0623 第 1 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は令和 5 年 6 月 26 日から施行する。

ヲ 令和 6 年 3 月 29 日付け職発 0329 第 8 号、雇均発 0329 第 7 号、開発 0329 第 4 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

ワ 令和 7 年 4 月 1 日付け職発 0401 第 6 号、雇均発 0401 第 34 号、開発 0401 第 7 号「雇用安定事業の実施等について」による改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

- イ 平成26年4月1日より前に提出された改善計画に係る中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。
- ロ 平成27年4月10日より前に提出された改善計画に係る中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）の申請等については、「中小企業労働環境向上助成金（団体助成コース）」とあるのは「職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）」と読み替え、1101ロにより改正された要領を適用する。
- ハ 平成28年4月1日より前に提出された改善計画に係る職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。
- ニ 平成29年4月1日より前に提出された改善計画に係る職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。
- ホ 平成30年4月1日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。
- ヘ 平成31年4月1日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。
- ト 令和2年4月1日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。
- チ 令和3年4月1日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。
- リ 令和4年4月1日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。
- ス 令和5年6月26日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。
- ル 令和6年4月1日より前に提出された改善計画に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。
- ヲ 令和7年4月1日より前に提出された認定申請書及び実施計画書に係る人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）の支給については、なお従前の例による。

中小企業労働環境向上事業の各事業における留意点

(別紙1)

番号	事業名	対象費用	留意点
1	計画策定事業の実施 労働環境向上検討委員会において、実施事業や実施方法等に関する具体的な内容を検討し、進捗状況等を常に把握することにより、円滑な事業の実施を図る事業	イ. 中小企業労働環境向上検討委員会に係る謝金 ロ. 中小企業労働環境向上検討委員会に係る旅費 ハ. 労働環境向上検討委員会に係る会議費 ニ. 資料等の印刷製本費 ホ. 会議開催通知等の通信運搬費 ヘ. 会議室等の借料 ト. 事務消耗品 チ. その他必要と認められる経費	(1) 事業開始時の必須事業であること。 (2) 委員等の助言を受けることも必要に応じて認められること。 (3) 宿泊を伴う会議は、認められないこと。(労働環境向上検討委員会等委員が遠方から会議に出席する場合であつてやむを得ず宿泊を伴う場合、その費用は助成の対象として差し支えない。)
2	各種調査事業の実施 構成中小企業者の実態や業界に対するイメージ等を調査し、その内容を分析して現状を把握し、事業内容を検討する事業 構成中小企業者の雇用環境等について、自ら確認を行い、現状を把握し、必要な改善事業について検討する事業	イ. 検討、調査票作成及び分析等に係る謝金 ロ. 検討、調査実施等に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 調査用紙及び報告書等の印刷製本費 ホ. 調査用紙郵送等のための通信運搬費 ヘ. 会議室等の借料 ト. アルバイト賃金 チ. 調査を外部に委託した場合の委託費 リ. 事務消耗品 ス. その他必要と認められる経費	(1) 事業開始時点(実施計画提出後)に実施する調査については、当該事業において整理すること。(必須事業) (2) マーケティング、商品アンケート等営業活動に関する調査(項目)は認められないこと。 (3) 職場内における騒音等作業環境改善のための調査を実施するための測定等の経費は認められること。 (4) マニュアル等を作成するために実施する調査は、その調査を必要とする事業において整理すること。
3	事業の成果の分析検討の実施 実施した各事業の成果を把握し、今後継続して行う必要がある事業か、また、どのような点を改善して実施すべきであるかを検討する事業	イ. 事業の成果分析のための検討に係る謝金 ロ. 中小企業労働環境向上検討委員会に係る旅費 ハ. 各事業の成果分析のための検討に係る会議費 ニ. 資料等の印刷製本費 ホ. 会議開催通知等の通信運搬費 ヘ. 会議室等の借料 ト. 事務消耗品 チ. その他必要と認められる経費	(1) 事業終了後の効果的かつ継続的な事業の実施につながるような検討を行う場合は、「モデル事業普及活動事業」として整理すること。 (2) 実施した各事業の成果全てについて検討することが必要であること。 (3) 実施した各事業の成果の分析検討のために要する会議費、資料作成費等は、各事業として計上してもよいこと。

中小企業労働環境向上事業の各事業における留意点

(別紙1)

番号	事業名	対象費用	留意点
4	マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン等資料の作成配布 構成中小企業者やその従業員に対して各種の資料を配布することにより、雇用管理改善の必要性の啓発や従業員の帰属意識の向上を図る事業	イ. 検討、資料作成に係る執筆等謝金 ロ. 検討、資料収集に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 冊子等の印刷製本費 ホ. 資料配布等のための通信運搬費 ヘ. 会議室等の借料 ト. 事務消耗品 チ. その他必要と認められる経費	(1) 構成中小企業者への普及・定着・活用等を図る内容の場合は、「モデル事業普及活動事業」として整理すること。 (2) 企業経営(税金対策ツール、株式上場マニュアル等)や商品紹介(商品カタログ等)に関する内容のものは、認められないこと。 (3) 市販されている図書や上部団体等が作成した事例集等を購入することは、助成対象として認められないこと。 (4) 構成中小企業者等に対する貸出しを目的とした購入は、助成対象として認められないこと。 (5) 法律改正等に基づいた事例集の作成は認められること。 (6) 時短を呼びかける内容を盛り込む等雇用管理の改善の必要性の啓発を目的とし、構成中小企業者に配布するポスター等は、「12. ポスターの作成配布」に計上すること。
5	各種セミナー・研究会の実施 構成中小企業者やその従業員に対して各種のセミナー等を開催し、雇用管理改善の必要性の認識や帰属意識の向上を図る事業	イ. 検討、講演に係る謝金 ロ. 検討、講演に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 資料等の印刷製本費 ホ. 開催通知等の通信運搬費 ヘ. 会場、機器等の借料 ト. 事務消耗品 チ. その他必要と認められる経費	(1) 各種法令等により受講を義務づけられている内容のものについては、認められないこと。 なお、税務等を内容としたものについては、対象者が経理担当者等の労働者(非管理職)であり、それらの知識の付与が職場への定着に必要と認められる場合のみ認められること。 (2) 技術的事項を内容としたものについては、対象者が構成中小企業者に雇用される労働者(非管理職)であり、職場への定着を目的とする場合のみ認められること。 (3) 受講等対象者は、構成中小企業者又はその従業員であること(共催の場合は除く。) (4) 他の団体等との共催は、独自に開催するより効果的と認められる場合とし、費用負担の割合を書類等により事前に明確にしておくこと。 (5) 受講料、受講者に対する教材費(研修テキストを除く)、旅費(交通費、日当等)及び会議費は助成対象外であること。
5-2	(普及セミナー) 雇用管理等の向上をテーマとした各種のセミナー等を開催し、構成中小企業の雇用管理改善関係担当者等にその必要性を啓発するとともに、従業員の帰属意識の向上を図る事業	イ. 検討、講演に係る謝金 ロ. 検討、講演に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 資料等の印刷製本費 ホ. 開催通知等の通信運搬費 ヘ. 会場、機器等の借料 ト. 事務消耗品 チ. その他必要と認められる経費	(1) 普及セミナーの受講等対象者は、構成中小企業の雇用管理改善関係担当者、人事担当者、採用担当者、退職金制度関係担当者及び管理・監督者等で、それぞれに対するレベルアップセミナー又は普及セミナーが対象であること。 (2) 受講料、受講者に対する教材費(研修テキストを除く)、旅費(交通費、日当等)及び会議費は助成対象外であること。 なお、対象者が従業員(非管理職)であり、職場定着を目的とする場合は、各種セミナー等の内容が技能・技術の付与に関するものであっても、原則として、開催することを認めることとするが、対象者が主に事業主又は管理職である場合には、従業員の雇用管理改善に資する内容に限る。

中小企業労働環境向上事業の各事業における留意点

(別紙 1)

番号	事業名	対象費用	留意点
6 6-1	モデル企業等見学会の実施 雇用管理改善に取り組んでおり人材確保や職場定着が進んでいる企業等を見学し、意見交換等を行うことにより、雇用管理改善のための参考とする事業	イ. 検討、見学に係る謝金 ロ. 検討、見学に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 資料等印刷製本費 ホ. 見学前への依頼等の通信運搬費 ヘ. バス等借料 ト. 事務消耗品 チ. その他必要と認められる経費	(1) 見学先の何が雇用管理のモデルとなるのが明確であること。 (2) 見学先は、近隣の企業等の中から選定すること。 なお、「近隣の企業等」とは、次の①から④のいずれかに該当するものをいうこと。 ①各団体の構成企業 ②同一都道府県内に所在する企業等 ③隣接する都道府県内に所在する企業等 ④その他日帰りで往復できる地域に所在する企業等 (3) 見学前への謝礼（菓子代等）を要する場合の助成対象額は、一企業あたり、3,000円を上限とすること。また、講演を受けた場合に支払う謝金は助成の対象として認められること。 なお、いずれも相手方が構成中小企業者以外の場合に限ること。 (4) 見学に係る報告書を作成すること。
6-2	構成中小企業者の中から、中小企業労働環境向上事業の実施により事業効果が上がった事業所を見学し、意見交換等を行うことにより、当該事業又は制度等の他の中小企業者における定着及び導入を進めていくための参考とする事業	イ. 検討、見学に係る謝金 ロ. 検討、見学に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 資料等印刷製本費 ホ. 見学前への依頼等の通信運搬費 ヘ. バス等借料 ト. 事務消耗品 チ. その他必要と認められる経費	(1) 当該対象認定組合等の構成中小企業者の中から、本事業の実施により雇用管理の改善が進んでいる構成中小企業者の事業所を選定し、見学会を開催すること。 (2) 見学前への謝礼（菓子代等）は認められないこと。また構成中小企業者等から講演を受けた場合の謝金及び構成中小企業者所有の会議室等に対する借料も認められないこと。 (3) 見学に係る報告書を作成すること。
7	異業種団体等交流会の実施 他の業種の団体等と雇用管理改善の状況や採用活動又は職場定着に係る事業の実態について情報交換を行うことにより、事業の実施や制度の導入を進めていくための参考とする事業	イ. 検討、異業種団体等交流会に係る謝金 ロ. 検討、異業種団体等交流会に係る旅費 ハ. 検討、意見交換に係る会議費 ニ. 資料等印刷製本費 ホ. 異業種団体等交流会先への依頼等の通信運搬費 ヘ. バス等借料 ト. 事務消耗品 チ. その他必要と認められる経費	(1) 交流会は、雇用者数が増加した他の業種の団体等を対象として、当該都道府県内で実施すること。 (2) 団体の構成企業者の従業員同士の交流を目的とするものは助成対象にならないこと。当該事業は、雇用管理の改善状況や採用活動の実態について、他団体等と情報を交換し、事業実施や制度導入のために参考とするための事業であることを周知すること。 (3) 異業種団体等交流会に係る報告書を作成すること。

中小企業労働環境向上事業の各事業における留意点

(別紙1)

番号	事業名	対象費用	留意点
8	部外セミナー等派遣 構成中小企業者及びその従業員を部外のセミナー等へ派遣し、雇用管理改善の必要性の啓発や従業員の帰属意識の向上を図る事業	イ. 検討・セミナー等の参加に係る謝金 ロ. 検討・セミナー等の参加に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 資料等の印刷製本費 ホ. 受講申込み等の通信運搬費 ヘ. セミナー等の受講料 ト. 事務消耗品 チ. その他必要と認められる経費	(1) 各種法令等により受講を義務づけられている内容のものについては、認められないこと。 なお、税務等を内容としたものについては、対象者が経理担当者等の労働者（非管理職）であり、それらの知識の付与が職場への定着に必要と認められる場合にのみ認められること。 (2) 主催者、テーマ・内容、目的（業務の効率化、労働時間短縮、年金制度、福利厚生等）が把握されているものを事業として計画させ、実施計画書にその旨を記載させること。 (3) 技術的事項を内容としたものについては、対象者が構成中小企業者に雇用される労働者（非管理職）であり、職場への定着を目的とする場合にのみ認められること。 (4) 従業員のセミナー等への派遣にあたっては、派遣者の選定を計画的に行い、派遣人数は必要最小限とすること。
9	各種相談会等の実施 構成中小企業者又は人事担当者等の雇用管理責任者を対象に雇用管理上抱えている問題や従業員が仕事上抱えている問題について、相談を行い、その解消を図る事業	イ. 検討、巡回相談等に係る謝金 ロ. 検討、巡回相談等に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 資料等の印刷製本費 ホ. 実施案内等の通信運搬費 ヘ. 会場、機器等借料 ト. 事務消耗品 チ. その他必要と認められる経費	(1) 構成中小企業事業主又は人事担当者等の雇用管理責任者を対象者とした相談会であること。職業相談事業に係る経費は、「18 職業相談事業の実施」によること。 (2) 雇用改善を目的とする内容のもので、税金対策、投資関係等企業経営上の内容でないこと。 (3) 従業員が抱えている問題解決についての相談も認められること。
10	労働者のモラル向上のための事業 構成中小企業者の従業員を対象に各種の事業を実施し、職場としての魅力を高め勤労意欲や帰属意識を持たせることにより、職場定着の向上を図る事業	イ. 検討、講演等に係る謝金 ロ. 検討、講演等に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 資料等の印刷製本費 ホ. 実施案内等の通信運搬費 ヘ. 会場、備品等の借料 ト. 永年勤続表彰等の記念品等費 チ. 事務消耗品 リ. その他必要と認められる経費	(1) 表彰等に出席する従業員に対する旅費（交通費、日当等）は認められないこと。 (2) 従業員の永年勤続表彰等に伴う記念品等代（記念品、賞状、額縁、筒、揮毫料を含む）の助成対象額は、20,000円／人を上限とする（現金、商品券、旅行費用は認められない。）。なお、この事業の実施目的は機会の提供であり、記念品の授受が目的でないことから、記念品等に係る経費については、極力支出額を抑えること。また、特に記念品として食料品を贈呈することは差し控えること。 (3) 事業は、概ね次のような内容のものが想定されること。 a 永年勤続表彰等の従業員表彰事業 b 技能コンテスト、合同入社式、講演会等事業 c 作業服、作業環境改善等の各種アイデアコンクール等の事業 d 健康診断（労働安全衛生法により事業主に義務づけられた健康診断を除く。）及びその結果に基づく2次検査（精密検査）の実施 (4) 従業員を対象に実施する事業であり、例えば従業員の家族に対する経費は認められないこと。

中小企業労働環境向上事業の各事業における留意点

(別紙1)

番号	事業名	対象費用	留意点
11	団体広報誌の作成配布 対象認定組合等の活動及び構成中小企業者の紹介等を内容とした広報誌を関係機関に配布し、団体に対する理解を深めることを目的とする事業	イ. 検討、原稿執筆等に係る謝金 ロ. 検討に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 広報誌等の印刷製本費 ホ. 郵送等の通信運搬費 ヘ. 事務消耗品 ト. その他必要と認められる経費	(1) 構成中小企業者に対し各種事業に係る取組状況やその成果等の周知・普及を図ることを目的として実施する場合は、「モデル事業普及活動事業」として整理すること。 (2) 関係機関等へ配布することを主目的とするものは「安定的雇用確保事業」である当項目において整理し、もっぱら構成中小企業者へ周知させることを目的とし作成配布する場合は、「年次計画策定・調査事業」において整理すること。 (3) 当該対象認定組合等自ら作成するものであること。 (4) パンフレット、リーフレットの作成は、本事業において整理すること。ただし、催物等の案内を目的としたものは、当該パンフレット等を必要とする事業において整理すること。
12	ポスターの作成配布 対象認定組合等の紹介や求人又は時短を呼びかけること等を内容としたポスターを配布し、採用活動及び雇用管理改善の一助とすることを目的とする事業	イ. 検討、配布等に係る謝金 ロ. 検討、配布等に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 配布等の通信運搬費 ホ. ポスター等の印刷製本費 ヘ. 車内広告等の広告料 ト. 事務消耗品 チ. その他必要と認められる経費	(1) 各種事業の成果を構成中小企業者へ普及・定着・活用等を図る内容で実施する場合は、「モデル事業普及活動事業」として実施すること。
13	雇用ガイドブック、ホームページ等の作成配布(配信)等 構成中小企業者の概要等を紹介したガイドブック、ホームページ等を作成・配布(配信)し、各構成中小企業者における求人活動の一助とすることを目的とする事業	イ. 検討、配布等に係る謝金 ロ. 検討、配布等に係る旅費 ハ. 検討、配布等に係る会議費 ニ. ガイドブック等の印刷製本費 ホ. 配布等の通信運搬費 ヘ. 事務消耗品 ト. その他必要と認められる経費	(1) 求人専門誌、WEB媒体等への掲載は認められること。ただし、当該企業名だけでなく認定組合等名も掲載すること。 (2) 構成中小企業者の求人活動の一助となるホームページの作成・改修も認められること。ただし、ホームページ等の運営に係るメンテナンス、データ更新及びパソコン・サーバー等の借り上げ(買い上げを含む。)経費は認められないこと。 なお、ホームページ作成の場合は、一部の企業だけでなく、構成中小企業者全てを対象とすること。 (3) 営業(商業)目的の内容のものは、認められないこと。

中小企業労働環境向上事業の各事業における留意点

(別紙1)

番号	事業名	対象費用	留意点
14	団体紹介新聞広告等の掲載 対象認定組合等の事業の紹介や求人を目的とした記事を新聞広告やWEB広告に掲載し、当該認定組合等のPRと併せて構成中小企業者の採用活動の一助とすることを目的とする事業	イ. 検討に係る謝金 ロ. 検討に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 資料等の印刷製本費 ホ. 新聞掲載のための広告費 ヘ. 事務消耗品 ト. その他必要と認められる経費	(1) 当該対象認定組合等の事業活動や求人内容等当該組合等をPRする内容を盛り込むこと。(暑中見舞、年始挨拶等の内容のものは認められないこと。) (2) 営業(商業)目的の内容のものは、認められないこと。 (3) 掲載する媒体、期間、時期等は効果的なものとなるよう十分検討すること。 (4) テレビ(ラジオ)CM、Youtube広告、電車内ビジョン広告等も認められること。ただし、新聞広告よりも通常、経費もかかることから、これらの利用が有効かどうか十分検討すること。
15	団体紹介ビデオフィルムの作成配布 対象認定組合等の事業活動や構成中小企業者の概要等を紹介したビデオ・DVDを配布することにより、求職者や関係機関の当該認定組合等に対する理解を深め、採用活動の一助とすることを目的とする事業	イ. 検討、配布等に係る謝金 ロ. 検討、配布等に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 資料等の印刷製本費 ホ. 配布等の通信運搬費 ヘ. ビデオソフト作成委託費 ト. 事務消耗品 チ. その他必要と認められる経費	(1) 上部団体等が作成したものを購入することは、認められないこと。 (2) 商品の紹介等営業活動に関する内容のものは、認められないこと。 (3) Youtube等での配信用ビデオ動画を作成することも認められるが、当該認定組合等の名義のアカウントでの配信のみ認められ、個人名義のアカウントによる配信や、事業の趣旨になじまない内容のものは認められないこと。
16	集団説明会等共同活動の実施 構成中小企業者における求人活動を効率的かつ効果的に実施することにより、採用活動の一助とすることを目的とする事業	イ. 検討、共同活動に係る謝金 ロ. 検討、共同活動に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 進路指導担当者との意見交換のための会議費 ホ. 資料等の印刷製本費 ヘ. 実施案内等の通信運搬費 ト. 会場等借料 チ. 事務消耗品 リ. その他必要と認められる経費	(1) 構成中小企業者の採用活動に係る事業内容であること。また、産業祭等目的の異なるイベントの一角を使用して実施する場合、会場借料等の経費については採用活動関連部分のみを助成対象とすること。 (2) 就職相談窓口等を設置する場合は、団体として設置することとし、原則、全構成中小企業者が参加すること。一部の構成中小企業者しか参加できない場合は、数次開催の計画やパンフレットの配布などにより、参加した構成中小企業者と不参加の構成中小企業者との間で不公平が生じないように努めること。 (3) 合同面接会を開催し、参加しない構成中小企業者に係る企業説明や労働条件の説明等の募集活動を組合の職員が行うことは、「委託募集」にあたるため、このような場合は職業安定法第36条に基づき厚生労働大臣(又は労働局長)あて、事前に委託募集届出書を提出する必要があること。 (4) 団体名の周知が目的だとしても、参加者に商品等を配布する経費は認められないこと。

中小企業労働環境向上事業の各事業における留意点

(別紙1)

番号	事業名	対象費用	留意点
17	業界PRのための各種催物等の実施 各種の催物を開催し、地域住民等に対し業界をPRする事業	イ. 検討に係る旅費 ロ. 検討に係る会議費 ハ. ポスター、資料等の印刷製本費 ニ. 会場借料 (イ、ロ、ハ、ニ以外の経費は、認められないこと。)	(1) 基本的には、対象認定組合等が自ら計画、実施するものであること。また、市民祭等地域行事等への参加の場合も認めることとするが、この場合、業界のPRを行う内容等が必ず盛り込まれていること。 (2) 当該認定組合等の構成企業者で製造された製品等の販売を主目的とした催物は認められないこと。 (3) 本事業には「事務消耗品」及び「その他必要と認められる経費」という項目が設定されていないので、業界をPRするための看板等の作成費及び設置費、機器機材・設備の整備費又は借料、消耗品費、催物会場への出席旅費、催物会場での会議費、講師謝金・旅費、企画費、委託費（ハに相当する費用を除く）は、それぞれ助成対象外であること。 (4) 他の団体等が主催する催物等にあつては、助成対象費用は会場借料のみであり、寄付、負担金等は、認められないこと。
18	職業相談事業の実施 構成中小企業事業主の雇用する労働者に対し、職業に関する相談を行う者（職業相談者）を配置し、又は職業相談室を運営することにより、労働者の職場定着を図る事業	イ. 検討に係る謝金 ロ. 検討、巡回職業相談に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 職業相談者に係る人件費 ホ. 相談記録票等の印刷製本費 ヘ. 職業相談実施周知の通信運搬費 ト. 職業相談室の借上料 チ. 事務消耗品費 リ. その他必要と認められる経費	(1) 継続して6箇月以上職業相談関係業務を実施すること。なお、「職業相談関係業務」とは、職業相談及び職業相談空き時間における職業相談に係る準備、情報収集及び分析等であること。また、「職業相談」とは、職業生活及びこれに付随する雇用管理全般に係る相談であること。 (2) 職業相談業務を実施するに当たっては、職業相談者を配置し職業相談室を運営すること。 (3) 職業相談者は次の①又は②のいずれかに該当する専門的知識を有する者であること。 ① 人事管理部門等において職業相談に係る業務に3年以上従事した経験を有する者 ② キャリア・コンサルティング技能士、キャリアコンサルタント、又は産業カウンセラー、臨床心理士等の職業に関する相談を行う資格を有する者 (4) 職業相談者は1週当たり8時間以上の職業相談関係業務を実施すること。ただし、相談者がなく、相談を実施できなかった場合にあっては、職業相談に係る準備、情報収集及び分析等の業務を実施していたと認められれば、当該業務を実施したとみなすことができること。 また、職業相談者の病気等、やむを得ない事由により、職業相談関係業務を1週8時間以上実施できない週がある場合は、その事由に妥当性があり、かつ、恒常的なものでないと認められる場合に限り、その前後の各2週と合わせ、平均して1週当たり8時間以上実施している場合には助成対象となること。 (5) 職業相談者は、対象認定組合等において、原則として継続して6箇月以上配置されるものであること。ただし、やむを得ない事由により、職業相談者の配置を停止し、1箇月以内に新たな職業相談者の配置が行われた場合については、継続して配置されたものとみなすこと。また、配置の停止から新たな配置が行われるまでの期間については、職業相談関係業務が実施されていなくても差し支えないものとするが、当該停止期間を含めて6箇月以上配置される必要があること。 また、契約条件等による当該停止期間においては、助成対象外であること。 (6) 職業相談者の人件費は、職業相談者が対象認定組合等の役職員である場合は、当該職業相談者が職業相談業務に従事した時間数に当該認定組合等における勤務1時間当たりの給与額（当該認定組合等の役職員給与規定等に基づき算出される勤務1時間当たりの給与の額）を掛けた額とすること。また、当該職業相談者が部外の

中小企業労働環境向上事業の各事業における留意点

(別紙1)

番号	事業名	対象費用	留意点
19	モデル事業説明会の実施 中小企業労働環境向上事業の実施により事業効果の上がった構成中小企業者の制度や事業等の他の構成中小企業者における定着及び導入等を進めていくための事業	イ. 検討、説明会の開催に係る謝金 ロ. 検討、説明会の開催に係る旅費 ハ. 検討、説明会の開催に係る会議費 ニ. 資料等印刷製本費 ホ. 会議室等の借料 ヘ. 事務消耗品 ト. 開催通知等の通信運搬費 チ. その他必要と認められる経費	者である場合は、業務の委託料や謝金の額とすること。 なお、当該認定組合等の役職員が労働環境向上推進員及び職業相談者を兼務する場合は、職業相談者としての人件費は助成対象としないものとする。また、部外の者が兼務する場合は、業務内容を区分し労働環境向上推進員の業務に係る謝金の額と、当該職業相談業務の委託料又は謝金の額を重複して助成対象としないこと。委託費又は謝金の額を、重複して助成対象としないこととする。 (7) 職業相談室は、対象認定組合等の既存施設を活用するか、外部の施設を借り上げ、パーテーション、椅子、机、書棚等の設備及び参考書籍等を整備することとするが、職業相談室の運営に係る対象経費は、職業相談室の借上料（ただし、敷金及び礼金を除く。）、又は巡回職業相談に係る職業相談室の借上料及び巡回職業相談に係る職業相談者の旅費のみであること。 (1) 本事業で実施した事業内容に関するものを対象とし、当該対象認定組合等の構成中小企業者の中から、本事業の実施により雇用管理の改善が進んでいる事業所を選定し、説明会（事例発表会等）を開催すること。単なる意見交換を目的としたものは、認められないこと。 (2) 説明会に出席する構成中小企業者に対する謝金及び旅費は、事例発表を行う中小企業者のみ認めるものとする。
20	フォローアップ調査事業の実施 実施した中小企業労働環境向上事業の取組前後の比較分析及び構成中小企業者の実態調査等を実施することにより、事業の定着、普及状況を把握するとともに、雇用管理改善に継続的に取り組む上での課題を把握する事業	イ. 検討、調査票作成及び分析等に係る謝金 ロ. 検討、調査実施等に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 調査用紙及び報告書等の印刷製本費 ホ. 調査用紙郵送等に係る通信運搬費 ヘ. 会議室等の借上料 ト. アルバイト賃金 チ. 調査を外部に委託した場合の委託費 リ. 事務消耗品費 ス. その他必要と認められる経費	(1) 事業開始時点（計画届提出後）に行った各種調査事業のフォローアップとして同一の調査、及び中小企業労働環境向上事業に係る事業効果及び労働力需給状況調査票（様式第6号）による調査は必須事業であること。 (2) 労働環境向上事業の実施に伴う雇用管理の改善状況を把握し、事業終了後も継続的に雇用改善を進めていくための分析・検討を目的とした調査を実施すること。 (3) 企業経営及び営業活動（マーケティング、商品アンケート等）等に関する調査項目は認められないこと。

中小企業労働環境向上事業の各事業における留意点

(別紙1)

番号	事業名	対象費用	留意点
21	中小企業労働環境向上事業 実施状況報告書の作成配布 構成中小企業者に対し、中 小企業労働環境向上事業の 取組状況及び取組成果の周 知・広報を図る事業	イ. 検討に係る謝金 ロ. 検討に係る旅費 ハ. 検討に係る会議費 ニ. 報告書及び資料等の印刷製本費 ホ. 報告書配布に係る通信運搬費 ヘ. その他必要と認められる経費	(1) 実施した事業の内容に関するものであること。 (2) 企業経営及び営業活動（マーケティング、商品アンケート等）等に関する内容は認められないこと。

中小企業労働環境向上事業の各事業における留意点

(別紙1)

番号	事業名	対象費用	留意点

事業別計画例

Ⅰ 年次計画策定・調査事業【必須事業】	
1 計画策定事業の実施	【必須事業】 ・労働環境向上検討委員会の開催
2 各種調査事業の実施	【事業開始時点調査の実施が必須】 (調査の例) ・雇用管理状況調査 ・業界イメージ調査 ・従業員意識調査 ・賃金実態調査 ・事業主意識調査 ・労働時間実態調査 ・企業実態調査 ・他の業界実態調査 ・福利厚生実態調査 ・Ｕターン関連調査 ・安全パトロール
3 事業の成果の分析検討の実施	・実施事業成果検討会の開催
11 団体広報誌の作成配布	・各種事業取組状況及び成果等の周知のための部内広報誌の作成配布
20 フォローアップ調査事業の実施	【以下の２点は必須事業】 ・中小企業労働環境向上事業に係る事業効果及び労働力需給状況調査（様式第６号による終了時調査） ・「２ 各種調査事業」のうち事業開始時点調査のフォローアップとして同一の調査を実施し、事業の前後の調査結果を比較 (調査の例：再掲) ・雇用管理状況調査 ・業界イメージ調査 ・従業員意識調査 ・賃金実態調査 ・事業主意識調査 ・労働時間実態調査 ・企業実態調査 ・他の業界実態調査 ・福利厚生実態調査 ・Ｕターン関連調査 ・安全パトロール
22 その他管轄労働局長が必要と認める事業	

Ⅱ 安定的雇用確保事業【選択必須事業：Ⅲ 職場定着事業とのいずれかを実施】	
4 マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン等資料の作成配布	・募集、採用マニュアル ・募集、採用活動改善好事例集 ・雇用管理改善マニュアル ・就業規則マニュアル ・モデルキャリアプラン ・賃金関係資料 ・福利厚生関係資料 ・雇用環境改善好事例集
5-1 各種セミナー・研究会の実施	・募集、採用関係 ・雇用管理改善関係 ・就業規則関係 ・賃金関係 ・従業員研修 ・新入社員研修 ・労働時間短縮関係 ・女性、高齢者活用関係（両立支援体制等）
6-1 モデル企業等見学会の実施	・職場改善推進モデル企業見学会
7 異業種団体等交流会の実施	
8 部外セミナー等派遣	・募集、採用関係 ・雇用管理改善関係 ・就業規則関係 ・賃金関係 ・従業員教育関係 ・新入社員教育関係 ・労働時間短縮関係 ・女性、高齢者活用関係（両立支援体制等）
9 各種相談会等の実施	・募集、採用活動改善相談会 ・雇用環境改善相談会 ・関係機関との相談会
10 労働者のモラル向上のための事業	・合同入社式 ・健康診断（法定健康診断以外の検査が対象）
11 団体広報誌の作成配布	・対外広報誌の作成配布 ・パンフレットの作成配布 ・リーフレットの作成配布
12 ポスターの作成配布	・募集、採用に係るポスターの作成 ・雇用管理改善の取組促進ポスターの作成
13 雇用ガイドブック、ホームページ等の作成配布（配信）等	・雇用ガイドブックの作成配布 ・他の求人情報誌、WEB 媒体等への掲載 ・ホームページ等の作成（更新は対象外）
14 団体紹介新聞広告の掲載	・事業の紹介や求人を目的とした新聞広告や WEB 広告への掲載
15 団体紹介ビデオフィルムの作成配布	・団体紹介ビデオ・ＤＶＤの作成・配布 ・Youtube 等配信用のビデオ動画の作成・配信

16 集団説明会等共同活動の実施	・ 合同会社説明会 ・ 学校訪問 ・ 職場体験学習 ・ 進路指導担当者等との懇談会 ・ 採用内定者と事業主との懇談会
17 業界PRのための各種催物等の実施	・ 催物の実施 ・ 他の催物への参加 (当該団体又は構成事業主の事業内容の紹介等の要素を含む場合のみを対象とする)
22 その他管轄労働局長が必要と認める事業	

Ⅲ 職場定着事業【選択必須事業：Ⅱ 安定的雇用確保事業とのいずれかを実施】	
4 マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン等資料の作成配布	・ 雇用管理改善マニュアル ・ 就業規則マニュアル ・ 労働時間短縮マニュアル ・ モデルキャリアプラン ・ 福利厚生関係資料 ・ 雇用環境改善好事例集 ・ 退職金規程マニュアル ・ 技能伝承マニュアル
5-1 各種セミナー・研究会の実施	・ 雇用管理改善関係 ・ 就業規則関係 ・ 企業活性化関係 ・ 賃金関係 ・ 従業員研修 ・ 退職金関係 ・ 安全衛生関係 ・ 育児、介護休業法等法律関係 ・ 労働時間短縮関係 ・ 作業負荷軽減技術導入関係 ・ 女性、高齢者活用関係（両立支援体制等） ・ セクシュアルハラスメント防止関係
6-1 モデル企業等見学会の実施	・ 職場改善推進モデル企業見学会
7 異業種団体等交流会の実施	
8 部外セミナー等派遣	・ 雇用管理改善関係 ・ 就業規則関係 ・ 企業活性化関係 ・ 賃金関係 ・ 従業員教育関係 ・ 退職金制度関係 ・ 安全衛生関係 ・ 育児、介護休業法等法律関係 ・ 労働時間短縮関係 ・ 作業負荷軽減技術導入関係 ・ 女性、高齢者活用関係（両立支援体制等） ・ セクシュアルハラスメント防止関係
9 各種相談会等の実施	・ 雇用環境改善相談会 ・ 関係機関との相談会 ・ 退職金制度整備相談会
10 労働者のモラル向上のための事業	・ 従業員表彰 ・ 各種コンクール（熟練技能コンクール等） ・ 健康診断（法定健康診断以外の検査が対象）
11 団体広報誌の作成配布	・ 雇用管理改善の取組促進のための部内広報誌の作成配布
12 ポスターの作成配布	・ 雇用管理改善の取組促進ポスターの作成
18 職業相談事業の実施	【必須事業】 (事業の例) 〔 ・ 職業相談者の配置 ・ 職業相談室の運営 ・ 職業相談会の実施 ・ 職業相談マニュアル 〕
22 その他管轄労働局長が必要と認める事業	

Ⅳ モデル事業普及活動事業【必須事業】	
3 事業の成果の分析検討の実施	・ 実施事業成果検討会の開催
4 マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン等資料の作成配布	・ 作成したマニュアル等を構成中小企業者に配布するために作成
5-2 各種セミナー・研究会の実施	・ 雇用管理に関するレベルアップセミナー又は普及セミナーの開催（対象者は、事業主、採用担当者、雇用管理改善担当者、人事担当者、管理監督者）
6-2 モデル企業等見学会の実施	・ 構成中小企業者のうち、事業の実施によって雇用管理の改善が進んだモデル企業の見学
11 団体広報誌の作成配布	・ 構成中小企業者に対し、事業の実施状況及び成果等を周知するための広報誌の作成配布
12 ポスターの作成配布	・ 構成中小企業者に対し、事業の成果を周知し雇用管理改善の必要性を啓発するためのポスターの作成
19 モデル事業説明会の実施	・ 募集、採用活動に関する普及活動事業

	・雇用管理改善に関する普及活動事業 ・募集、採用活動に関するモデル事業説明会の実施 ・雇用管理改善に関するモデル事業説明会の実施 ・モデル事業報告会の実施
21 中小企業労働環境向上事業 実施報告書の作成配布	・まとめとなる事業実施状況報告書の作成配布
22 その他管轄労働局長が必要と認める事業	

※ 「Ⅰ 年次計画策定・調査事業」は、必須事業であること。うち、「１ 計画策定事業の実施」及び「２０ フォローアップ調査事業の実施」については必須事業であること。さらに、中小企業労働環境向上事業開始時には「２ 各種調査事業の実施」に該当する調査として、事業開始時点（認定申請書提出後）の調査を行うこと。

※ 「Ⅱ 安定的雇用確保事業」及び「Ⅲ 職場定着事業」については、いずれか一つについて必ず実施すること。

※ 「Ⅳ モデル事業普及活動事業」は、必須事業であること。
また、次の４事業については、モデル事業普及活動事業の目的である「中小企業労働環境向上事業の実施に関する成果・ノウハウ等を他の事業所へ普及、活用等を図る」に合致する内容の場合は、当該事業において実施すること。

- ①「３ 事業の成果の分析検討の実施」
- ②「４ マニュアル・好事例集・モデルキャリアプラン等資料の作成配布」
- ③「11 団体広報誌の作成配布」
- ④「12 ポスターの作成配布」

人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース)対象事業整理票

(別紙)

	1 計画策定事業の実施	2 各種調査事業の実施	3 事業の成果の分析検討の実施	4 マニユアル・好事例集・モデルキャリア の作成配付	5 各種セミナー・研究会の実施	6 モデル企業等見学会の実施	7 異業種団体等交流会の実施	8 部外セミナー等派遣	9 各種相談会等の実施	10 労働者のモラル向上のための事業	11 団体広報誌の作成配付	12 ポスターの作成配付	13 雇用ガイドブック、ホームページ等の 作成配付(配信)等	14 団体紹介新聞広告等の掲載	15 団体紹介ビデオフィルムの作成配付	16 集団説明会等共同活動の実施	17 業界PRのための各種催物等の実施	18 職業相談事業の実施	19 モデル事業説明会の実施	20 フォローアップ調査事業の実施	21 中小企業労働環境向上事業実施状況報 告書の作成配付
I 計画策定・調査事業【必須】	●	▲	○								○									●	
II 安定的雇用確保事業 ＜対象となる改善計画の項目＞ 1 労働時間等の設定の改善 2 男女の雇用機会均等の確保及び 職業生活と家庭生活との両立支援 3 職場環境の改善 4 福利厚生の充実 5 募集・採用の改善 6 教育訓練の充実 7 その他の雇用管理の改善				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
III 職場定着事業 ＜対象となる改善計画の項目＞ 1 労働時間等の設定の改善 2 男女の雇用機会均等の確保及び 職業生活と家庭生活との両立支援 3 職場環境の改善 4 福利厚生 of 充実 5 教育訓練の充実 6 その他の雇用管理の改善				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						●			
IV モデル事業普及活動事業【必須】			○	○	○	○					○	○							○		○

※ I・IVの事業は必須。

※ II・IIIの事業は少なくともいずれかを選択することが必須。

※ 「●」はI又はIIIのそれぞれの事業において実施する際に必須。

※ 「▲」は、事業開始時点(認定申請書提出後)の調査を行うことが必須。

※ 「◎」は都道府県知事の認定を受けた改善計画の項目に応じて実施。ただし、III又はIVのそれぞれの事業において、いずれか一つ以上の事業を実施しなければ中小労働環境向上事業として認められないこと。

※ 「○」は必要に応じて実施。ただし、IVにおいてはいずれか一つ以上の事業を実施しなければ中小労働環境向上事業として認められないこと。

22 業その他管轄労働局長が必要と認める事
○
○
○
○